

【診断書作成の際の留意事項】

13歳以上の場合

- | | |
|---------------------|--|
| 1 ヒト免疫不全ウイルス感染の確認方法 | <p>「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)を準用する。具体的には、HIVの抗体スクリーニング検査法(酵素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等)の結果が陽性であって、下記のいずれかが陽性の場合にHIV感染と診断する。</p> <p>抗体確認検査(Western blot法、蛍光抗体法(IFA)等) HIV抗体検査、ウイルス分離及び核酸診断法(PCR等)の病原体に関する検査</p> |
| 2 CD4陽性Tリンパ球数の測定 | 4週以上の間隔をおいた連続する2回の検査値の平均値のこれまでの最低値とする。 |
| 3 2回の検査時期 | 白血球数、Hb量、血小板数、ヒト免疫不全ウイルス-RNA量の測定における「4週以上の間隔をおいた連続する2回の検査時期」は、互いに一致している必要はなく、これまでの最低値とする。 |
| 4 エイズ発症の診断 | エイズの発症の診断は、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)による。 |
| 5 エイズ合併症 | 「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)が採択した指標疾患としてあげられている合併症を意味する。 |
| 6 期間・回数・症状等の確認 | 7日等の期間、1日3回等の回数、10%等の数値、下痢・嘔気・嘔吐・発熱の症状の確認は、カルテに基づく医師の判断による。 |
| 7 日・週・月の取り扱い | <p>特別の断りがない限り下記によるものとする。</p> <p>1日：0時から翌日の0時前まで(以下同じ)を意味する。</p> <p>1週：連続する7日を意味する。</p> <p>1月：連続する30日を意味する。暦月ではない。</p> |
| 8 回復不能なエイズ合併症 | エイズ合併症が回復不能に陥った場合をいい、回復不能の判定は医師の判断による。 |
| 9 「日中」 | 就寝時以外を意味する。 |
| 10 「月に7日以上」 | 連続する30日の間に7日以上(連続していなくても構わない)を意味する。 |

- | | |
|-------------|---|
| 11 日常生活上の制限 | 生鮮食料品の摂取制限以外に、生水の摂取禁止、脂質の摂取制限、長期にわたる密な治療、厳密な服薬管理、人混みの回避が含まれる。 |
| 12 軽作業 | デスクワーク程度の作業を意味する。 |

我が国のエイズ動向委員会においては、下記の基準によってH I V感染症 / A I D S と診断され、報告された結果に基づき分析を行うこととする。この診断基準は、サーベイランスのための基準であり、治療の開始等の指標となるものではない。近年の治療の進歩により、一度指標疾患 (Indicator Disease) が認められた後、治療によって軽快する場合もあるが、発生動向調査上は、報告し直す必要はない。しかしながら、病状に変化が生じた場合(無症候性キャリア A I D S、A I D S 死亡等)には、必ず届け出ることが、サーベイランス上重要である。

なお、報告票上の記載は、

- 1) 無症候性キャリアとは、Iの基準を満たし、症状のないもの
- 2) A I D Sとは、IIの基準を満たすもの
- 3) その他とは、IIの基準を満たすが、IIIの基準を満たさない何らかの症状があるものを指すことになる。

I H I V感染症の診断

- 1 H I Vの抗体スクリーニング検査法、(酸素抗体法 (E L I S A)、粒子凝集法 (P A)、免疫クロマトグラフィー法 (I C) 等)の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合にはH I V感染症と診断する。
 - (1) 抗体確認検査 (Western Blot 法、蛍光抗体法 (I F A) 等)
 - (2) H I V抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法 (P C R 等)等の病原体に関する検査 (以下、「H I V病原検査」という。)
- 2 ただし、周産期に母親がH I Vに感染していたと考えられる生後18か月未満の児の場合には少なくともH I Vの抗体スクリーニング法が陽性であり、以下のいずれかを満たす場合にH I V感染症と診断する。
 - (1) H I V病原検査が陽性
 - (2) 血清免疫グロブリンの高値に加え、リンパ球数の減少、C D 4陽性Tリンパ球数の減少、C D 4陽性Tリンパ球数 / C D 8陽性Tリンパ球数比の減少という免疫学的検査所見のいずれかを有する

A I D Sの診断

IIの基準を満たし、IIIの指標疾患 (Indicator Disease) の1つ以上が明らかに認められる場合にA I D Sと診断する。

指標疾患 (Indicator Disease)

A. 真菌症

1. カンジダ症 (食道、気管、気管支、肺)
2. クリプトコッカス症 (肺以外)
3. コクシジオイデス症
全身に播種したもの
肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの
4. ヒストプラズマ症
全身に播種したもの

肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

5. カリニ肺炎（注）原虫という説もある

B. 原虫症

6. トキソプラズマ脳症（生後1か月以後）
7. クリプトスポリジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
8. イソスポラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）

C. 細菌感染症

9. 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により以下のいずれかが2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）

敗血症

肺炎

髄膜炎

骨関節炎

中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍

10. サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）
11. 活動性結核（肺結核又は肺外結核）
12. 非定型抗酸菌症
全身に播種したもの
肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

D. ウイルス感染症

13. サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）
14. 単純ヘルペスウイルス感染症
1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの
生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの
15. 進行性多巣性白質脳症

E. 腫瘍

16. カポジ肉腫
17. 原発性脳リンパ腫
18. 非ホジキンリンパ腫
L S G分類により
細胞型
免疫芽球型
Burkitt型
19. 浸潤性子宮頸癌

F. その他

20. 反復性肺炎
21. リンパ性間質性肺炎/肺リンパ過形成：L I P / P L H complex（13歳未満）
22. H I V脳症（痴呆又は亜急性脳炎）
23. H I V消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

C 11活動性結核のうち肺結核及びE 19浸潤性子宮頸癌については、H I Vによる免疫不全を示唆する症状または所見がみられる場合に限る。